

# 一般試験の御案内

(1) 募集定員 各科定員まで（推薦試験の合格者を含め、各科20名程度）

(2) 受験資格

学校教育法における高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）を卒業した方(卒業見込みの方を含む)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方

(3) 試験方法・提出書類

試験方法	学科試験（国語：総合（古文漢文除く）、数学：数Ⅰ・数Ⅱ）及び面接試験	
試験場所	太田産業技術専門学校	
提出書類	令和5年3月に高校卒業見込みの方	1 入校願書（タテ4×ヨコ3cmの写真をはり付けること） 2 進学用調査書 3年1学期、又は前期までのもの。ただし、通信制等は発行可能な期間までのものとする。
	高卒以上の既卒者	1 入校願書（タテ4×ヨコ3cmの写真をはり付けること） 2 高校の卒業証明書（卒業証書の写し又は出身学校で作成した証明書） （または高校卒業以上で入学可の専門学校、大学等の卒業証明書） 3 職務経歴書（職務経歴の有無に関わらず提出すること）
	高校卒業と同等以上の学力を有すると認められる方	高等学校卒業程度認定試験規則による認定試験に合格した方、及び、令和5年3月31日までに合格見込みの方。（大学入学資格検定の合格者を含む） 1 入校願書（タテ4×ヨコ3cmの写真をはり付けること） 2 認定試験の合格を証明する書類 合格者：合格証明書又は合格証書の写し 合格見込者：太田産業技術専門学校の試験合格後、 原則として令和5年3月31日までに、合格証明書 又は合格証書の写しを提出すること。 3 職務経歴書（職務経歴の有無に関わらず提出すること）
	上記以外	太田産業技術専門学校にお問い合わせください。
入校試験料	2,200円 （入校願書に群馬県収入証紙をはり付けてください） 注）群馬県収入証紙の御用意ができない方は、当校までお問い合わせください。	
提出場所	太田産業技術専門学校に提出してください。 注）公共職業安定所に求職申込みしている方（雇用保険受給資格者等）は、必ず入校願書の提出前に、公共職業安定所（原則、住所又は居所を管轄する公共職業安定所）に相談し手続きした上で提出してください。	

**※ 願書を郵送にて提出する場合は**

①受験票の送付用に84円切手を貼った封筒（長形3号又は角形8号）に住所氏名及び郵便番号を記入し同封。

②チェックシートにより、提出物に不足がないよう確認してください。

郵送の場合、入校願書受付終了日17：15必着としますので、ご注意ください。

## (4) 入校手続等

入校手続や提出書類に関する詳細については、合格発表の際に連絡します。

入 校 料	5,650円（群馬県収入証紙による納付） 注）群馬県収入証紙の御用意ができない方は、当校までお問い合わせください。
授 業 料 諸 経 費	授業料は年額118,800円（月額9,900円）です。 諸経費については、科により異なります。 ※1ページ参照

※ 納付された入校試験料及び入校料は、いかなる理由があっても返還しません。

※ 金額は、都合により変更することがあります。

## (5) その他

- ・ 高等学校等の卒業見込み等で受験した合格者（全ての科）は、令和5年3月31日までに卒業証明書（卒業証書の写し又は出身学校で作成する証明書）が必要になります。
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は利用できません。
- ・ 外国籍の方で、在留資格が無い場合は、入校することができません。詳しくは、当校までお問い合わせください。
- ・ 自動車整備科を高校卒業と同等以上（大学入学資格検定等）で受験を希望する方は、受験資格を確認させて頂きますので早めに（願書受付期間の前）お問い合わせください。
- ・ 公共職業安定所の受講あっせんを受けて入校した場合、雇用保険や職業訓練受講給付金等の支給対象になる場合があります。必ず入校願書の提出前に、公共職業安定所（原則、住所又は居所を管轄する公共職業安定所）に相談し手続きした上で、提出してください。
- ・ （中学卒業後、就職等していたなど）高等学校等の卒業資格をお持ちでないものの、技能や知識の習得を希望される方向けの試験制度（若年者チャレンジ一般試験）（自動車整備科は対象外）（令和4年4月1日時点で30歳未満の方が対象となります）もございます。詳細については、太田産業技術専門学校にお問い合わせください。
- ・ 一定の条件を満たす方を対象に授業料減免制度があります。詳しくは、太田産業技術専門学校にお問い合わせください。

### 応募にあたっての注意！（該当する方はご注意願います）

公共職業安定所の受講指示により本校に入校すると訓練期間中、給付金が支給される場合があります。

この場合あらかじめ公共職業安定所（ハローワーク）において、職業訓練受講に係る受講相談を行う必要があります。該当する方は必ず出願書類を提出する前に、公共職業安定所（ハローワーク）に相談し、手続きした上で願書を提出して下さい。

なお給付に関する詳細は、公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。

（当校に願書提出後に受講相談した場合、受講指示はされないのをご注意下さい）